



# 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会

平成28年5月13日

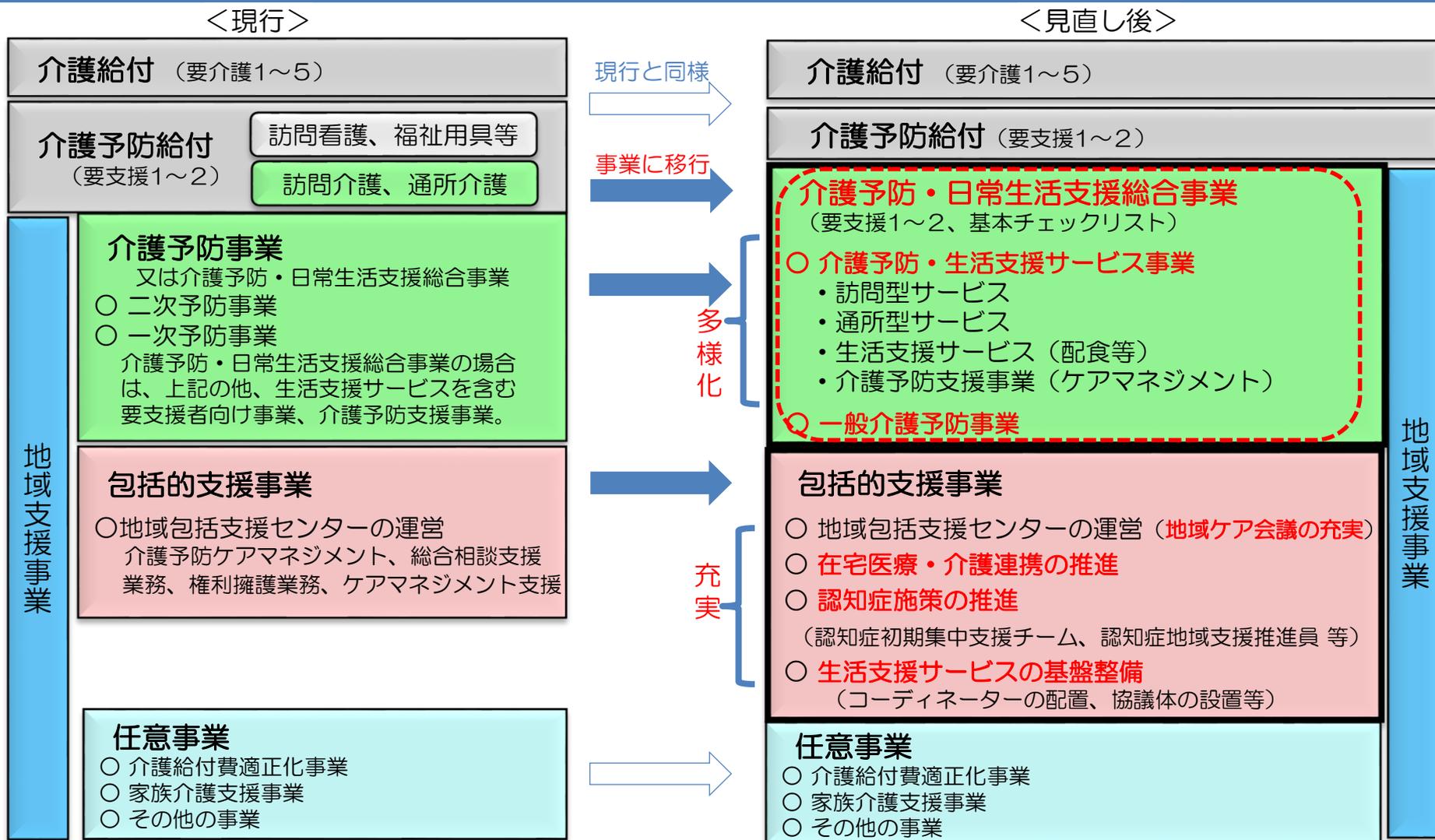
日進市健康福祉部



(1) 新しい総合事業の趣旨・制度について



# 総合事業の制度的位置付け





# 総合事業の背景 ニーズの増大と人材不足



## ■ 今後の生活支援ニーズの拡大と人材不足

### ◎ 今後、生活支援ニーズは拡大していく

予防給付の対象者は、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援を必要とするケースが大半。  
今後、高齢者の単身・夫婦のみ世帯が増加するのに伴い、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していく。

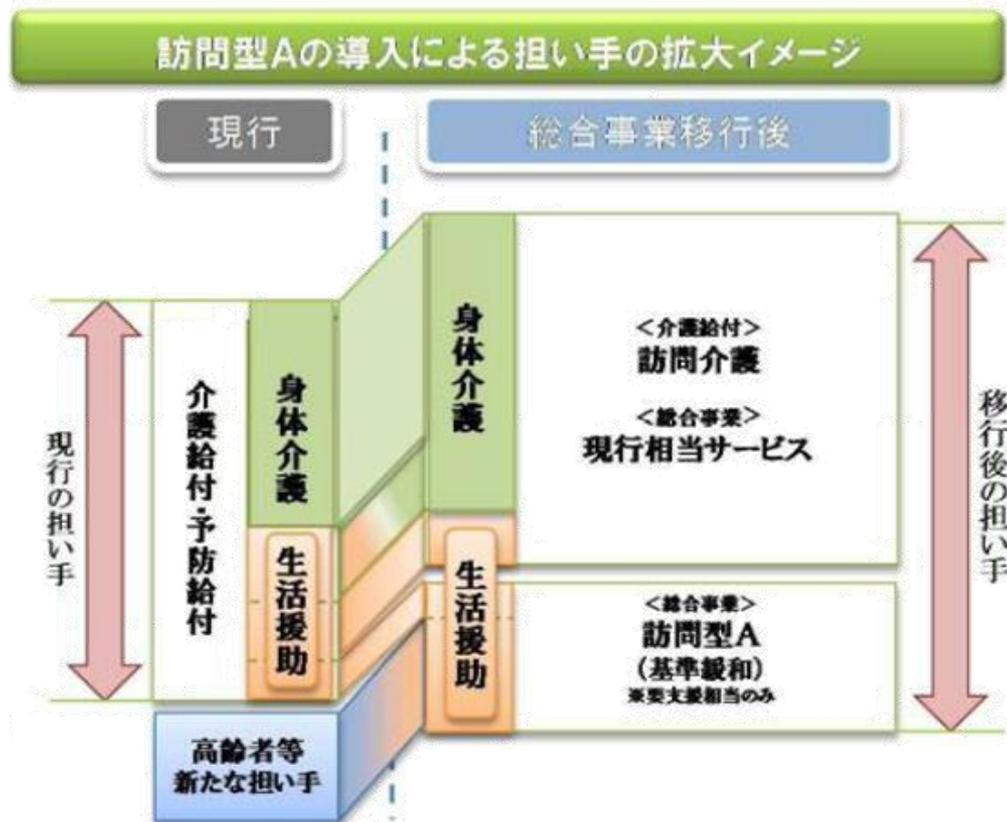
### ◎ 生活支援ニーズの増加に対してホームヘルパーを中心に介護人材が不足する

今後、認定者が増加する一方で、担い手である生産年齢人口は減少していく。増大する生活支援ニーズに対し、その大部分を従来通りホームヘルパーが担っていくことは人材面で立ち行かない状況になっていくことが予想される。

### ◎ 中重度の在宅要介護者を支える人材も強化が必要

→ホームヘルパーはより専門性の高い「身体介護」へ

中重度になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、「身体介護」の提供を強化していく必要がある。  
すでに在宅の人材不足が叫ばれる中、ホームヘルパーが身体介護に重点的に取り組んでいくためには、生活援助を担う高齢者等の新たな担い手が必要となる。



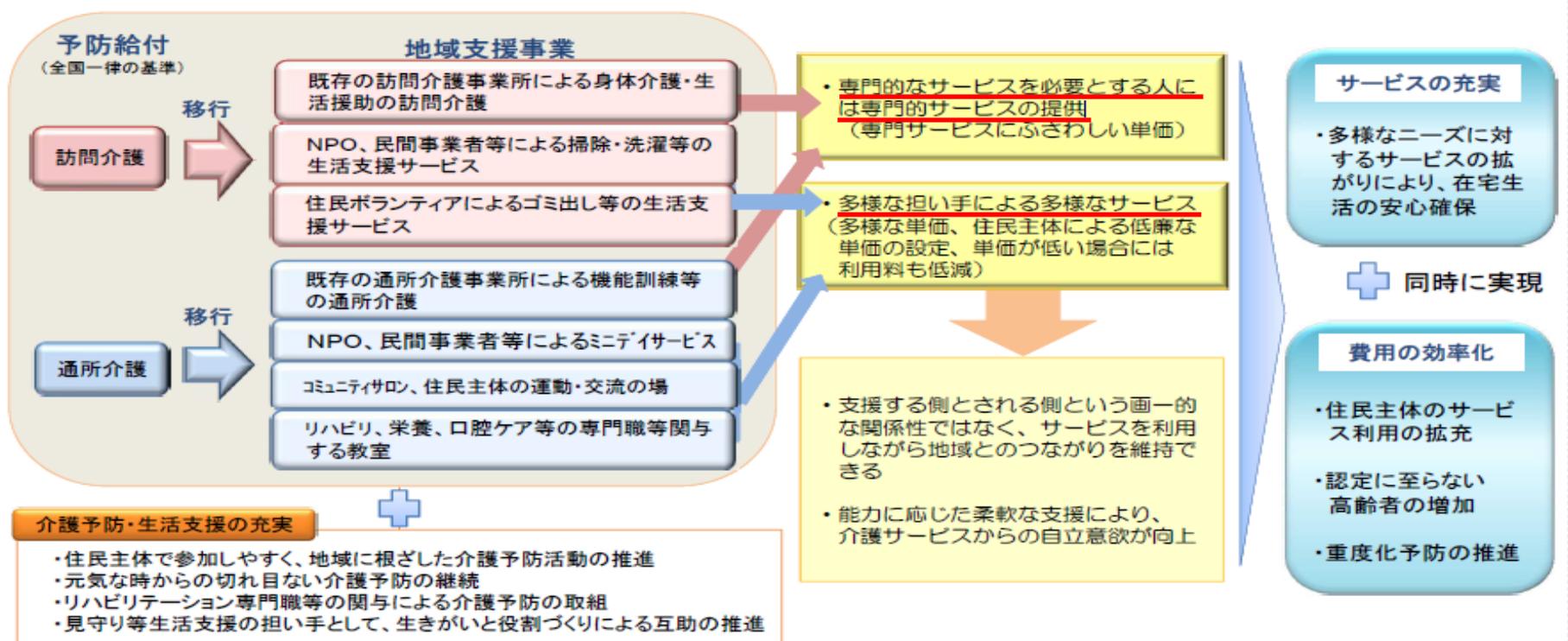


# 総合事業の趣旨



## 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」

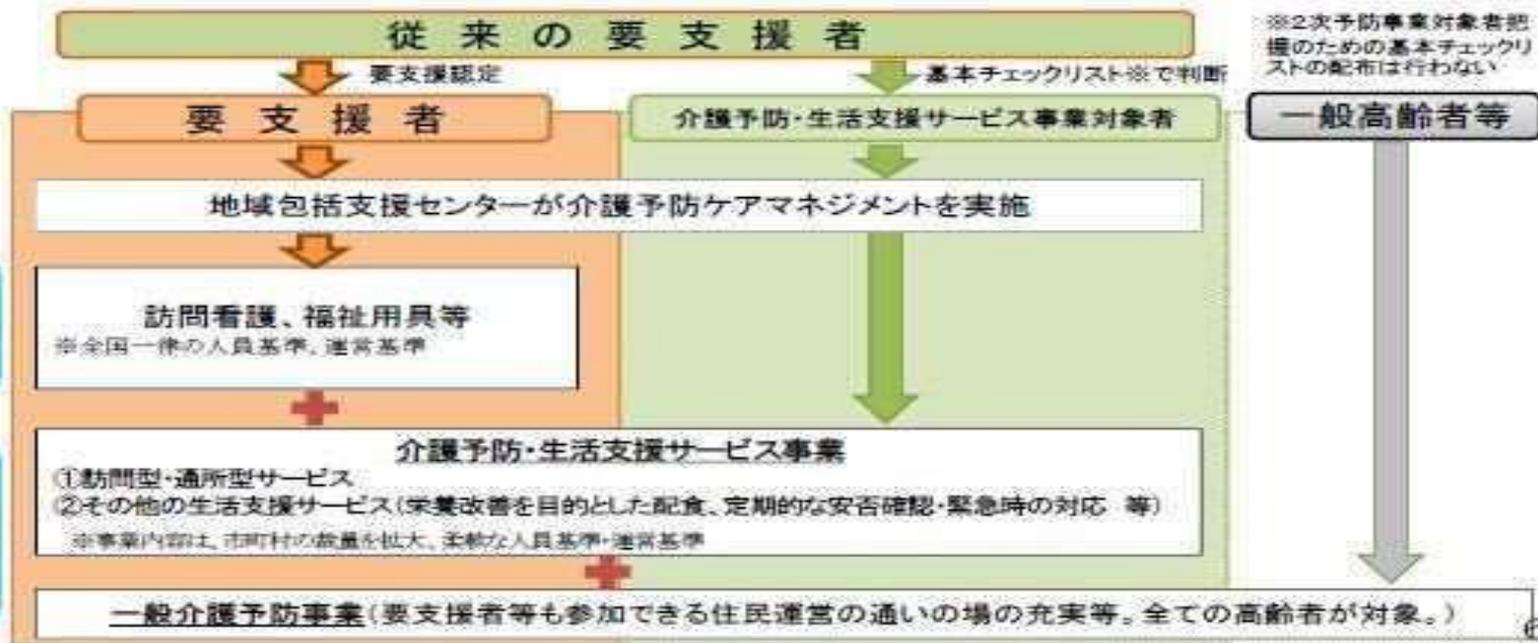


# 総合事業の枠組み

第1 総合事業に関する総則的な事項

## 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



# 総合事業に係る近隣市町の動き（移行時期）



## ▼近隣市町の動向について

自治体名	移行時期（予定含む）
豊明市	平成28年3月
名古屋市	平成28年6月
東郷町	平成28年7月
日進市	平成28年10月
長久手市	平成28年10月
豊田市・みよし市他	平成29年4月

現時点の情報ですので、  
動向に注意してください。



## (2) サービス利用までの流れについて





# サービス利用の流れ



項目	手続き
相談受付	<ul style="list-style-type: none"><li>市役所、地域包括支援センターへ相談</li><li>スクリーニング、必要な支援の聞き取り、総合事業の説明</li></ul>
基本チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"><li>原則、被保険者本人と対面で実施。不可能な場合は家族からの聞き取りまたは電話により、事業対象者の特定</li></ul>
ケアマネジメントの依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出</li><li>チェックリストと共に地域包括支援センターへ移しを送付</li></ul>
被保険者証の発行	<ul style="list-style-type: none"><li>市は被保険者証に事業対象者である旨を記載</li><li>負担割合証とともに交付</li></ul>
ケアプラン作成 サービス担当者会議	<ul style="list-style-type: none"><li>アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の実施、ケアプラン同意等</li></ul>



サービス利用開始



# 基本チェックリストの実施対象者と 要介護等認定申請対象者



区分		チェックリストの実施	要介護（要支援）認定申請書の提出
新規		訪問サービス・通所サービスのみ 利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外の サービスを利用したい方
更新	要介護認定者	すべて認定申請	
	要支援認定者	訪問サービス・通所サービスのみ 利用したい方	訪問サービス・通所サービス以外の サービスを利用したい方
区分変更		状態悪化の場合は全て認定申請	
2号被保険者		すべて認定申請	



# 事業対象者の有効期間



日進市では、事業対象者の有効期間を、当分の間、下記のとおり設定します。

## ◆事業対象者の有効期間…(原則として) 1年間

※事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなります。

事業対象者の有効期間	
一般高齢者→事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間
要支援者→事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間 または 要支援の有効期間終了日の次の日から1年間
事業対象者→要支援（要介護）者	原則：事業対象者の終了日（＝認定日の前日）

### 【移行のタイミングとサービス利用】

#### ①更新のタイミング

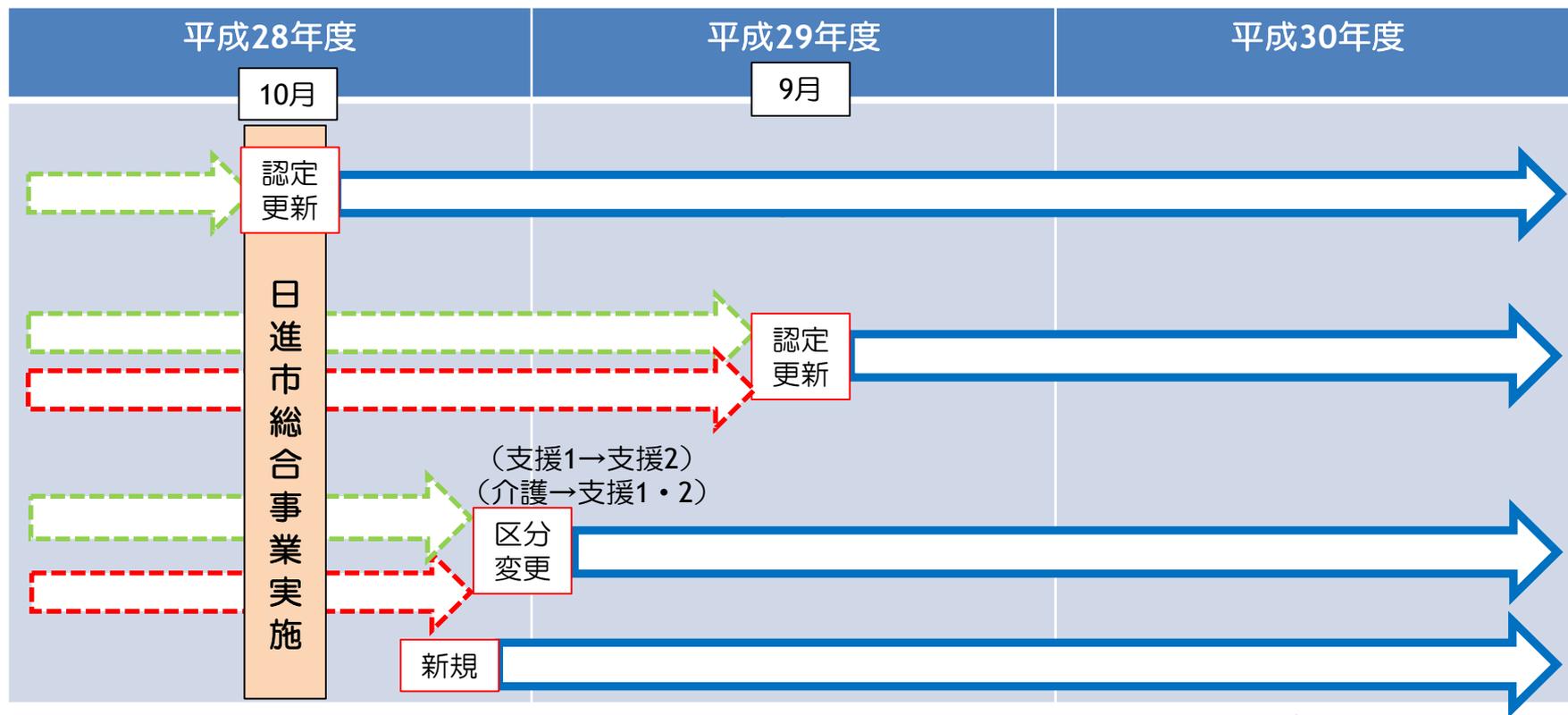
- 既に認定を受けている方は、認定更新時に総合事業へ移行。
- 既にサービス利用している方は、移行後も必要に応じて現行相当サービスの利用は可能。

#### ②新規要支援認定者及び事業対象者

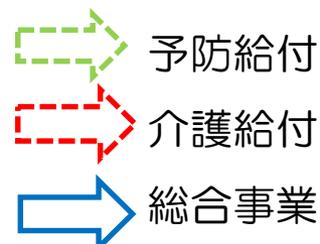
- 総合事業開始後、新たに要支援認定者又は事業対象者になった方は、当初より総合事業としてサービス利用。
- サービス利用にあたっては、可能な限り多様なサービスを利用。



# 移行のタイミングとサービス利用



- ・総合事業開始移行の最初の更新タイミングで切り替え
- 一番早い方は、有効期限が平成28年9月末で切れる更新対象者
- 一番遅い方は、有効期限が平成29年8月末で切れる更新対象者
- ※平成29年9月からは、全ての方が総合事業に切り替わる。

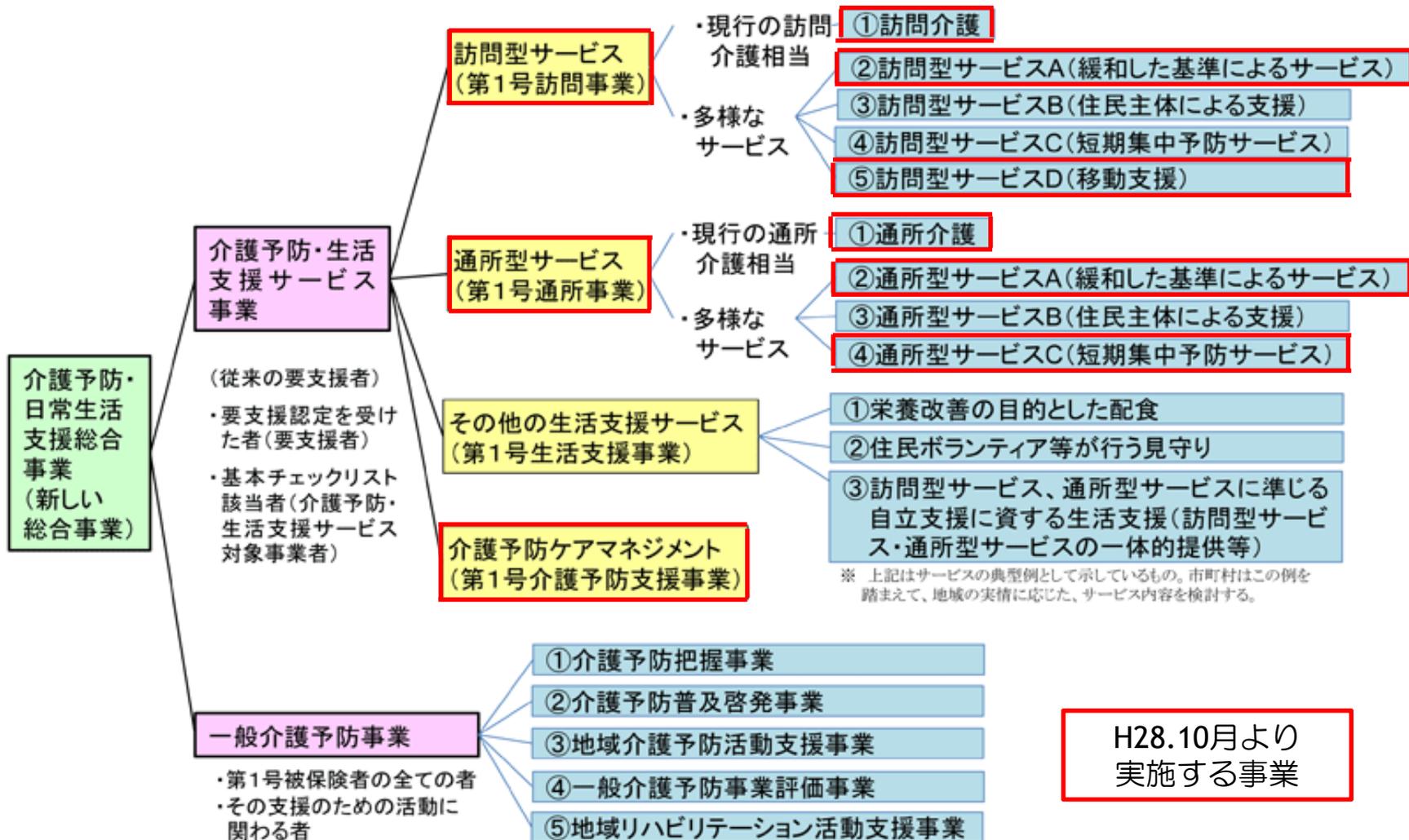




(3) 介護予防・生活支援サービス事業について  
(第1号訪問事業・第1号通所事業)



# 介護予防・生活支援サービス事業の構成



出典「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」



# 訪問型サービス(第1号訪問事業)



ガイドラインで示された類型	日進市名称(※)	実施時期
<u>現行の訪問介護相当</u>	仮) 介護予防訪問サービス	平成28年10月から
<u>訪問型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	仮) 訪問型サービスA	平成28年10月から
訪問型サービスB (住民主体による支援)	—	未定
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	—	未定
<u>訪問型サービスD</u> (移動支援)	仮) 訪問型サービスD	平成28年10月から

※名称については検討中です。



# 訪問型サービス(基準緩和型サービス)



## 緩和基準型サービスのイメージ（訪問型サービスA・B）

### 介護予防訪問介護（現行型）

#### 【身体介護】

- 入浴の介助
- 排泄の介助  
（便器の使用介助やおむつ交換など）
- 食事の介助
- 着替えの介助
- 清拭（せいしき 体を拭くこと）
- 身体整容（洗顔・歯磨き）
- 体位変換介助
- 起床や就寝の介助
- 移動の介助
- 外出介助
- 服薬介助（薬を飲ませること）

+

#### 【生活援助】

- 料理
- 洗濯
- 掃除
- 生活必需品の買い物
- ゴミ出し
- ベッドメイキング
- 衣類の整理
- 衣服の修理
- 薬の受け取り

この部分を、専門職  
(ヘルパー職)以外の方  
で補うサービスを  
創出する。

※介護保険法に規定される生活援助項目のみ  
(シルバーワンコイン・NPO助け合いとは異なる)

### ＜多様なサービスでの対応＞

訪問型サービスA（緩和基準型）

訪問型サービスB（住民主体型）



# 通所型サービス(第1号通所事業)



ガイドラインで示された類型	日進市名称(※)	実施時期
<u>現行の通所介護相当</u>	仮) 介護予防通所サービス	平成28年10月から
<u>通所型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	仮) 通所型サービスA	平成28年10月から
通所型サービスB (住民主体による支援)	—	未定 (地域活動として支援)
<u>通所型サービスC</u> (短期集中予防サービス)	仮) 通所型サービスC	平成28年10月から

※名称については検討中です。



# 通所型サービスのイメージ



## 通所型サービスのイメージ

### 【集中介入期】

心身の機能改善、生活行為機能改善を図る。

### 【回復期】

心身の機能改善・維持を図る（一部生活援助等あり）。

### 【生活期】

心身の機能維持を図る。

## 回復期

## 生活期

## 集中介入期

- ・通所リハ…機  
(通所C型①)…生+機

- ・通所現行…生+機

- ・通所A型…機
- ・通所C型②…機  
(足腰おたっしゃクラブ)  
(健口・健食げんきクラブ)

### (通所B型…機)

- ・一般介護予防事業…機  
(ゆうゆう体操教室)  
(オープン回想法)  
(いきいき貯筋クラブ)

- ・福祉会館事業…機  
(コミュニティサロン)  
(おたっしゃハウス)

- ・つどいの場…機  
(ぷらっとホーム)  
(ふれあいいきいきサロン)  
(ほっとカフェ)  
(にっしん体操スポット)

市介護予防  
サポーター  
(養成)

市運動普及推進員・体操指導員等  
県介護予防リーダー等

廃用症候群からの脱却  
(3ヶ月～6ヶ月)

生活期通所に参加できる  
体力づくり

状態の維持  
(通年)

生…生活援助等  
機…機能改善等



(4) 第1号訪問事業・第1号通所事業について  
(現行相当サービス：基準と指定)



# 現行相当サービスの指定について①



## ①内容について

- ・旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同一の内容。基本的に、事業所の指定基準・報酬・加算等は旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護と同一。請求方法も国保連合会経由で変わりませんが、請求コードは総合事業専用のものとなります。

## ②指定申請について

- ・みなし指定を受けた事業者は申請不要。
- ・それ以外の事業者は、総合事業を開始した自治体の利用者に対しサービスを提供する場合は、利用者の保険者である自治体からの総合事業サービス事業者としての新規指定を受ける必要があります。

### 【みなし指定について】

- ・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対し、総合事業における同一内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定です（医療確保推進法附則第13条）。

<有効期間>

平成27年4月1日より平成30年3月31日

※みなし指定を受けた事業者については、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要があります。



# 事業者の指定申請について



① **平成27年3月31日時点**で、愛知県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

事業名	日進市への申請	コード
介護予防訪問事業介護 (現行の訪問介護相当)	不要 (みなし)	A1 (訪問)
介護予防通所事業 (現行の通所介護相当)	不要 (みなし)	A5 (通所)

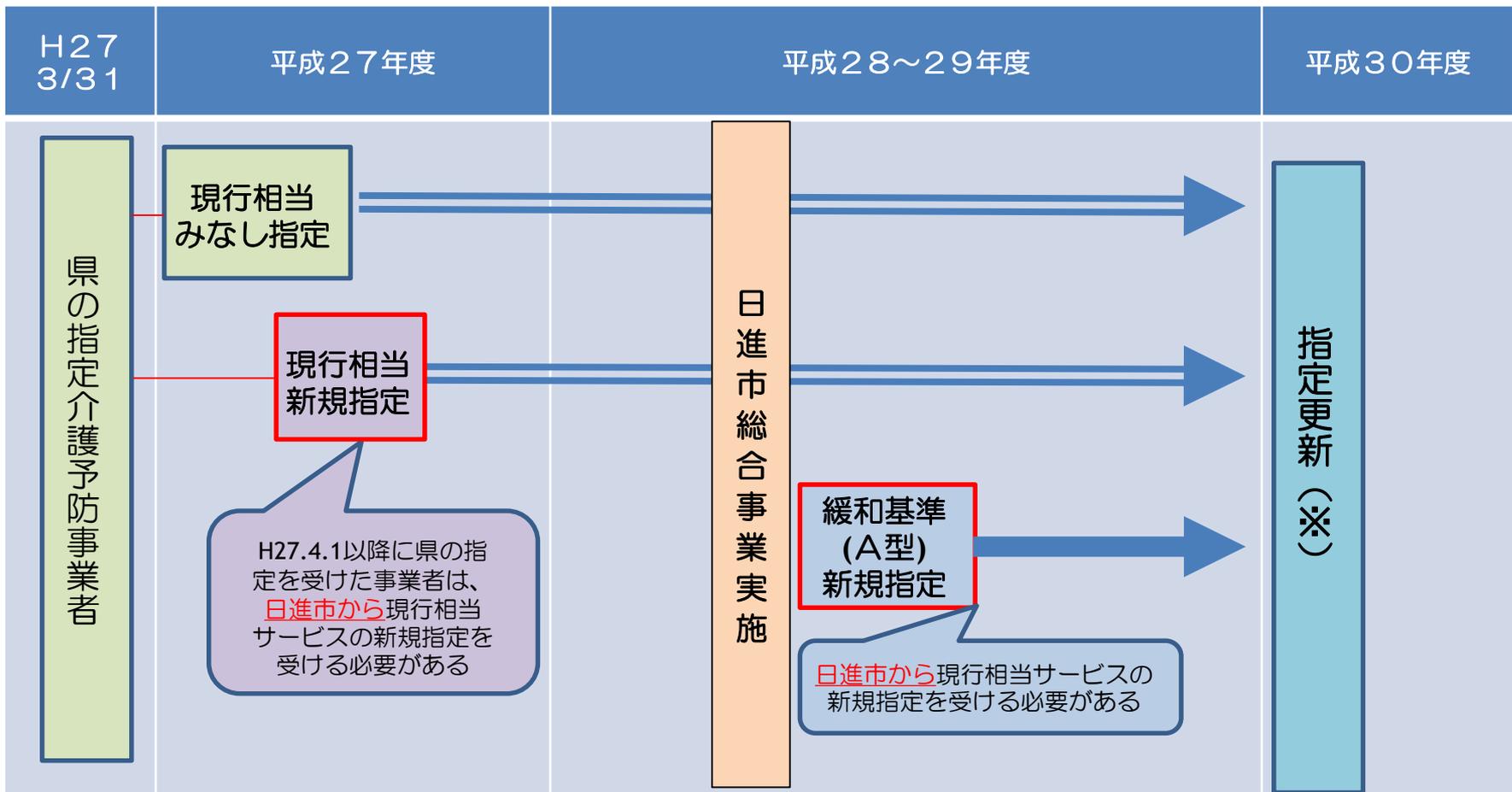
② **平成27年3月31日以降**に、愛知県の指定を受けている指定介護予防サービス事業者

事業名	日進市への申請	コード
介護予防訪問事業介護 (現行の訪問介護相当)	必要	A2 (訪問)
介護予防通所事業 (現行の通所介護相当)	必要	A6 (通所)

※A1・A5は全国统一単価のみなしサービス。A2・A6は現行相当として日進市設定単価のサービス。



# 事業者指定の流れ



※日進市は当初の指定期限を、すべてのサービスについて平成29年度末とする予定です。



# 現行相当サービスの指定について②



平成30年3月31日までは、事業所指定は3種類存在。総合事業開始時に指定内容等の変更があった場合には、それぞれ管轄の指定権者に変更届を提出する必要があることに注意。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	愛知県（名古屋市） 愛知県（名古屋市） 日進市
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	愛知県（名古屋市）
総合事業	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業所の指定	日進市 (利用者の保険者)

### 【事業者と利用者の契約等について】

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）	再契約	（再）同意
新規（要支援者・事業対象者）	新規契約	同意



(5) 第1号訪問事業・第1号通所事業について  
(緩和基準サービス：基準と指定)



# 第1号訪問事業の類型(案)① 概要



国のガイドライン類型	現行の訪問介護相当	緩和基準（A型）	
名称	介護予防訪問サービス (現行相当)	生活支援訪問サービス (一体型)	生活支援訪問サービス (単独型)
事業実施主体	既存の介護予防訪問介護指定事業者	既存の介護予防訪問介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者</li> <li>医療的配慮が必要な者 等</li> </ul>	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン (ケアマネジメント)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	
提供するサービス	身体介護+生活援助	介護保険法に規定される生活援助項目（料理・洗濯・掃除・生活必需品の買い物・ゴミ出し・ベッドメイキング・衣類の整理・衣服の修理・薬の受け取り）※自立支援（ <u>代行サービスではない</u> ）	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日~2日) ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定（週1日~2日） 1時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回：1,168単位/月 週2回：2,335単位/月 ※現行の介護予防訪問介護と同額	1回あたり単価 (※現行の7割程度)	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	



# 第1号訪問事業の類型(案)②

## 人員・設備基準



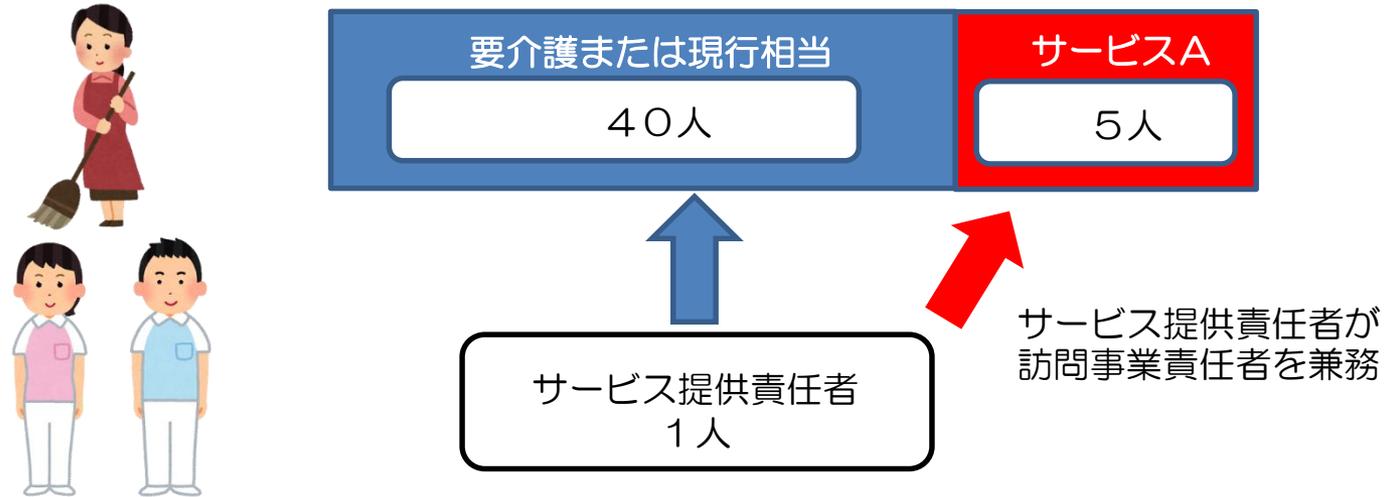
国のガイドライン類型	現行の訪問介護相当	緩和基準 (A型)	
名称	介護予防訪問サービス (現行相当)	生活支援訪問サービス (一体型)	生活支援訪問サービス (単独型)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者：常勤・専従1以上</li> <li>訪問介護員等：常勤換算2.5以上</li> </ul> <b>【要件】</b> 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</li> </ul> <b>【要件】</b> 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	左記「介護予防訪問事業」人員基準を満たすことに加え、A型サービス利用者の数に応じて必要数 ※従事者については、 <b>一定の研修受講者</b> も可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者：専従1以上</li> <li>訪問事業責任者：必要数</li> <li>従事者：必要数</li> </ul> <b>【要件】</b> <b>一定の研修受講者等</b> ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可
設備	事業の運営に必要な広さを有する占有の区画および必要な設備、備品	同左	



# 第1号訪問事業(A型)の人員基準活用例①



## 例① 利用者45人の事業者の場合



※45人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、サービス提供責任者が2人必要

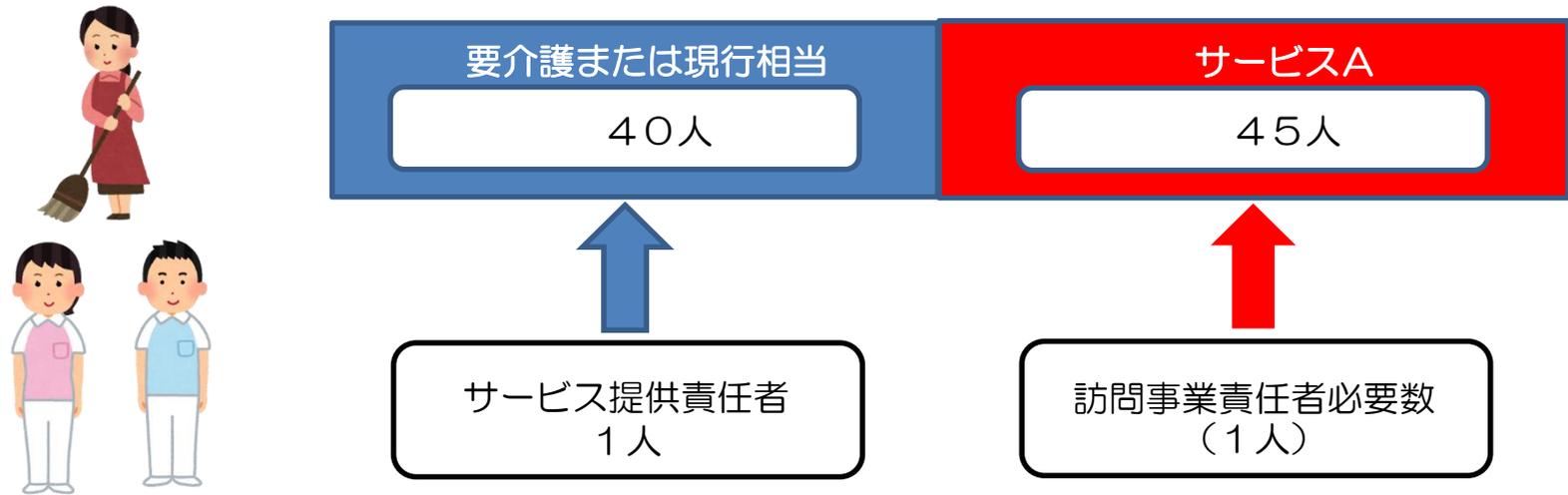
$$45人 \div 40人 = 1.1人 \longrightarrow 2人$$



# 第1号訪問事業(A型)の人員基準活用例②



## 例② 利用者85人の事業者の場合

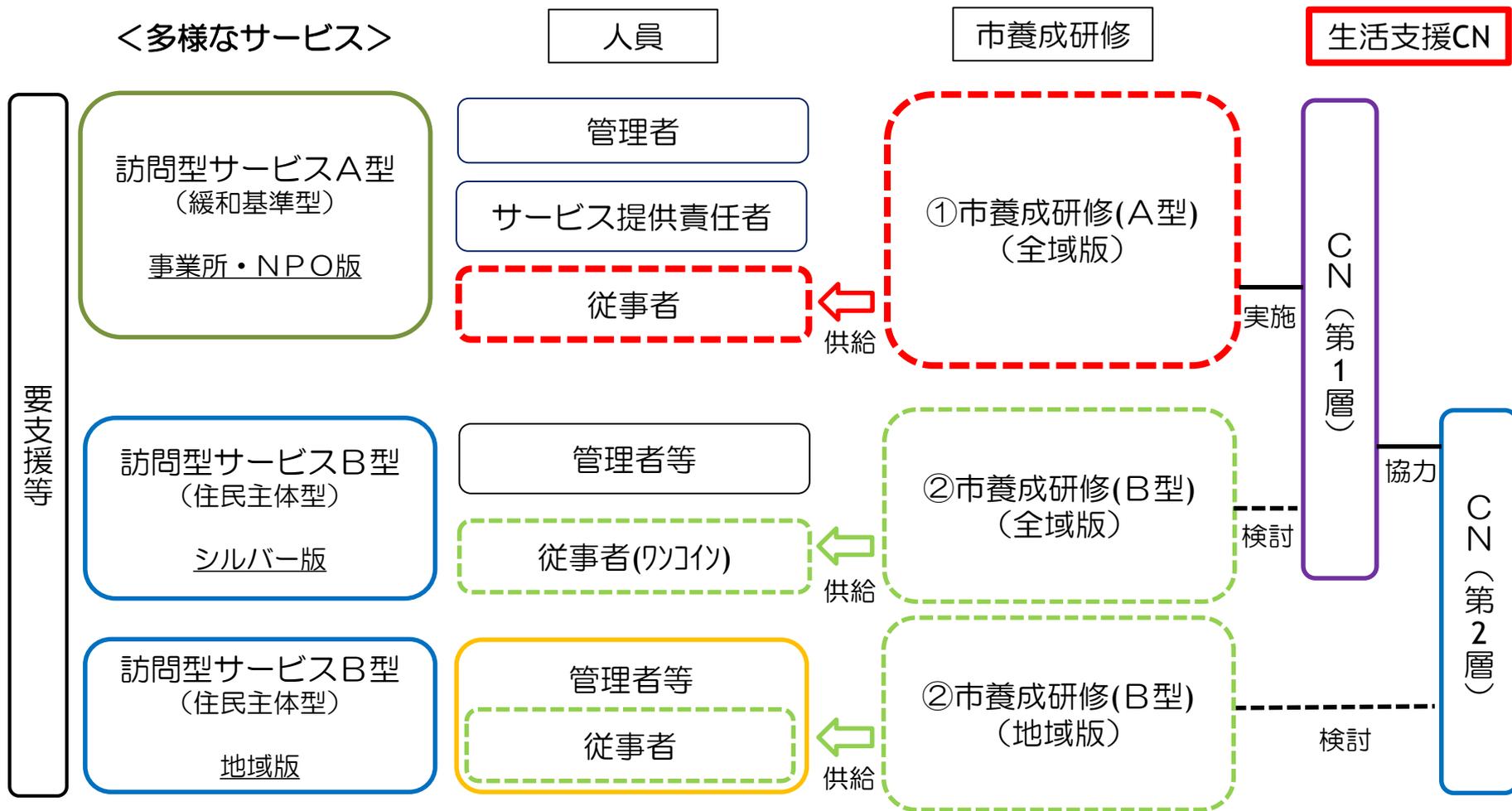


※85人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、サービス提供責任者が3人必要

$$85人 \div 40人 = 2.1人 \longrightarrow 3人$$



# 訪問型サービスへの支援





# 第1号通所事業の類型(案)① 概要



国のガイドライン類型	現行の通所介護相当	緩和基準 (A型)	
名称	介護予防通所サービス (現行相当)	生活支援通所サービス (一体型)	生活支援通所サービス (単独型)
事業実施主体	既存の介護予防通所介護指定事業者	既存の介護予防通所介護事業者	新規参入事業者
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者 等</li> </ul>	要支援者 基本チェックリスト対象者	
ケアプラン (ケアマネジメント)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	従来のケアプラン (ケアマネジメントA)	
提供するサービス	機能訓練・生活援助・送迎	機能訓練・送迎	
サービス概要の頻度	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日～2日) ※様態により利用時間は異なる。	ケアマネジメントに基づき決定 (週1日～2日) 2～3時間程度の利用時間を想定	
事業所指定/委託	事業者指定	事業者指定	
単価等	週1回：1,647単位/月 週2回：3,337単位/月 ※現行の介護予防通所介護と同額	1回あたり単価 (※現行の8割程度)	
利用者負担	1割または2割負担	1割または2割負担	
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	
事業開始	平成28年10月	平成28年10月	



# 第1号通所事業の類型(案)② 人員・設備基準



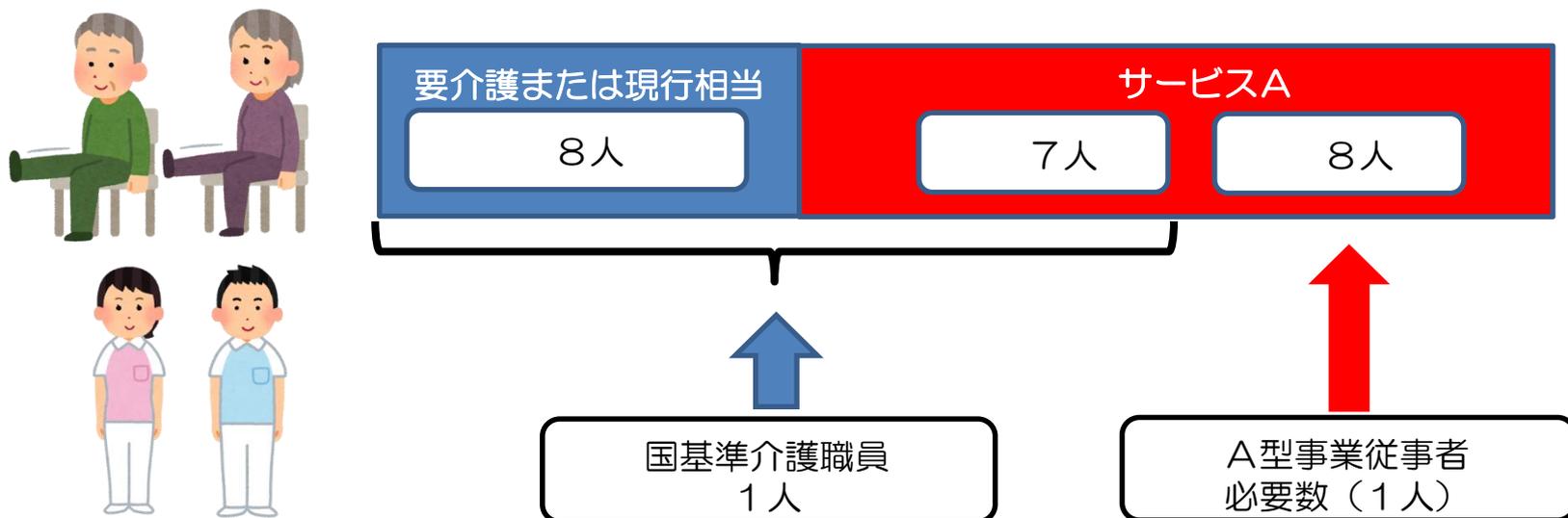
国のガイドライン類型	現行の通所介護相当	緩和基準 (A型)	
名称	介護予防通所サービス (現行相当)	生活支援通所サービス (一体型)	生活支援通所サービス (単独型)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理者：常勤・専従1以上※</li> <li>• 生活相談員：専従1以上</li> <li>• 看護職員：専従1以上※</li> <li>• 介護職員 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に専従0.2以上</li> <li>• 機能訓練指導員：1以上</li> </ul> <p>※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可</p>	<p>左記「介護予防通所事業」人員基準を満たすことに加え、A型サービス利用者の数に応じて必要数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理者：専従1以上</li> <li>• 従事者 ～15人：専従1以上 15人～：利用者1人に必要数</li> </ul> <p>※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可</p>
設備	<p>食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 静養室、相談室、事務室</li> <li>• 消化設備その他非常災害に必要な設備</li> </ul> <p>設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<p>サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員) 必要な設備等</p>	



# 第1号通所事業(A型)の人員基準活用例①



## 例① 利用者23人の事業者の場合



※23人全員が現行相当(国基準利用者)であれば、介護職員が3人必要

15人まで介護職員1人

15人~利用者1人につき0.2人

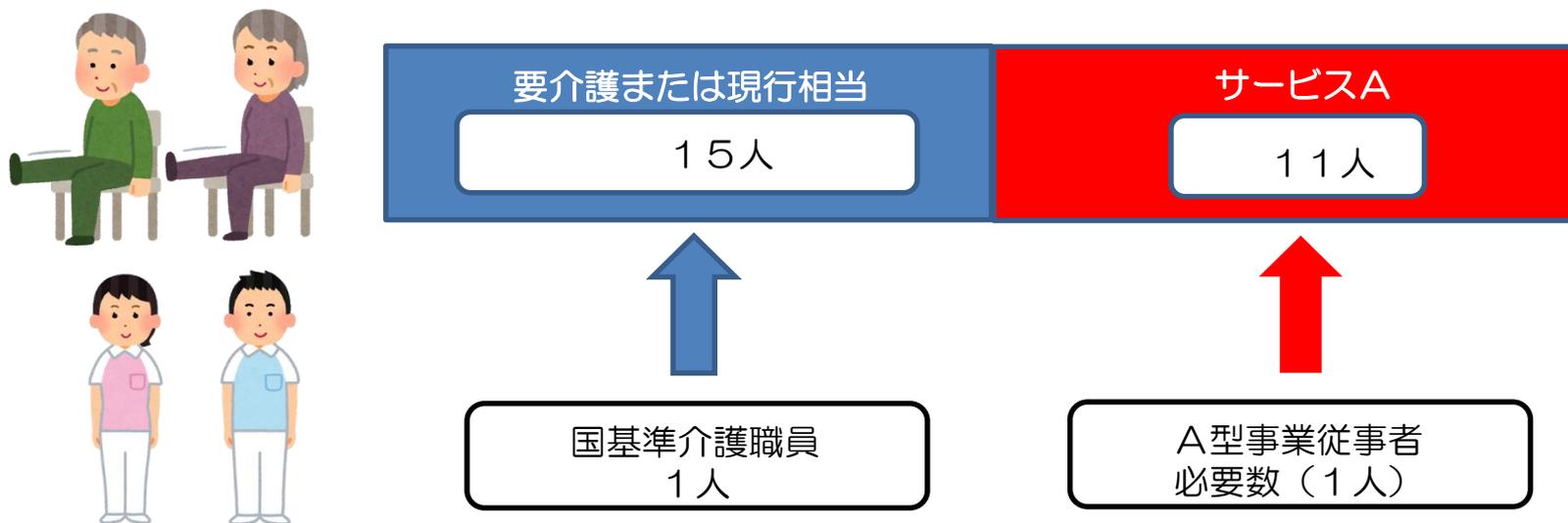
$(23 - 15) \times 0.2 = 1.6人 \longrightarrow 2人$



# 第1号通所事業(A型)の人員基準活用例②



## 例② 利用者26人の事業者の場合



※26人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、介護職員が4人必要

15人まで介護職員1人

15人～利用者1人につき0.2人

$(26 - 15) \times 0.2 = 2.2人 \longrightarrow 3人$



## (6) 介護予防ケアマネジメントについて



# 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント



利用者区分	利用サービス	プラン費請求	コード	請求先
事業対象者	<u>事業のみ</u> (訪問サービス・通所サービスのみ)	<u>介護予防ケアマネジメント費</u>	A F	日進市※
要支援1・2	給付のみ	介護予防支援費	4 6	国保連
	給付 + 訪問サービス			
	給付 + 通所サービス			
	<u>事業のみ</u> (訪問サービス・通所サービスのみ)	<u>介護予防ケアマネジメント費</u>	A F	日進市※

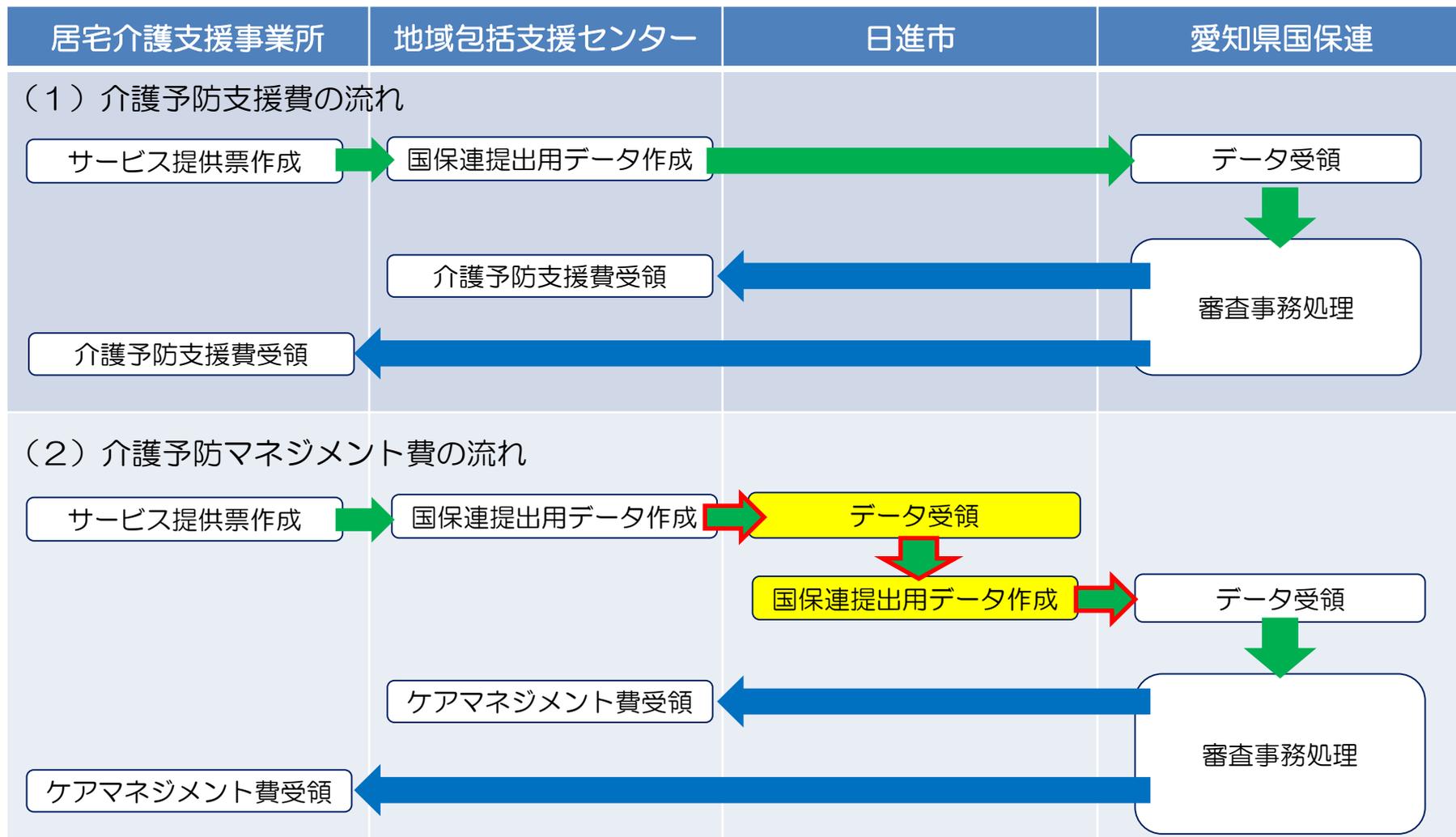
※予防給付のサービスを一つでも使っている場合は、介護予防支援費となります。

事業のみは介護予防ケアマネジメント費となり、月ごとに変わる可能性もあることに注意。

※介護予防ケアマネジメント費（事業のみ利用する人）については、請求ルートが異なります。



# プラン代請求の流れについて





# 介護予防マネジメントの類型について



日進市では下記の3種類を実施します。

国が示す類型	対象	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス、緩和サービス(A型)、短期集中サービス(C型)を利用する場合	現行と同じ
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	委託事業 (足腰おたっしゃクラブ) (健口・健食げんきクラブ)	現行を一部簡略
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業等を利用する場合	初回のみ

※居宅介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）を行うケースで、下記のような場合です。

- 既存の要支援認定者
- 既存の要支援認定者が認定有効期間終了後に、更新申請をせずにチェックリストで事業対象者となった場合
- 新規（要支援認定者・事業対象者）で、初回のケアマネジメントを実施し、1クール(概ね3ヶ月)終了後



# 対象者別の利用可能サービスについて



サービス種類		要介護	要支援	事業対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付 (福祉用具貸与・医療系サービス等)		×	○	×	×
介護予防 ・ 生活支援サ ー ビス事業	介護予防訪問・通所サービス (現行相当)	×	○	○	×
	生活支援訪問・通所サービス (基準緩和：A型)	×	○	○	×
	短期集中予防サービス (C型)	×	○	○	×
一般介護予防事業		○	○	○	○



# サービスの併用利用について



- 現行相当サービスは、現行の介護予防訪問・通所介護と同一サービスであり、1つの事業所において、1月を通じ、利用回数、提供時間、内容等、個々の利用者の状態に応じたサービス提供となっており、介護報酬も月包括報酬となっています。
- 日進市では、総合事業の趣旨に鑑み、現行相当サービス、緩和サービス、短期集中予防サービス等の併用利用は、**区分支給限度額の範囲内で認めていく予定**です。  
(※その場合の現行相当サービスは、1回あたりの単価で請求)

対象者	現行相当サービス		緩和サービス	短期集中予防サービス
	週1回	週2回		
要支援1・事業対象者 (週1回の利用が認められる者)	△ (いずれか)	—	△ (いずれか)	△ (いずれか)
要支援2・事業対象者 (週2回の利用が認められる者)	○ (併用)	×	○ (併用)	○ (併用)



# 利用者負担額と区分支給限度額



サービス	負担割合
現行相当サービス (訪問・通所)	1割負担 (一定所得以上は2割負担)
生活支援訪問・通所サービス (基準緩和：A型)	

※滞納者の総合事業にかかる給付制限については検討中です。

利用者区分	区分支給限度額
事業対象者	5,003単位 (※例外的に10,473単位まで)
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

※例外的に要支援2相当の区分支給限度額の適応が必要な場合は、指定の様式により日進市に申請（予定）。



# 認定申請中のサービス利用と費用の関係



利用サービス	請求区分	非該当 (事業対象者)	要支援	要介護	
				申請日に遡って要 介護とする場合	認定日前日まで事 業対象者とする場 合
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	○	○	—
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	—
給付+事業	給付サービス費	全額自己負担	○	○	全額自己負担
	サービス事業費	○	○	全額自己負担	○
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	○ AF
事業のみ	サービス事業費	○	○	—	○
	プラン代	○ AF	○ AF	—	○ AF

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」P112、113「(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担」  
平成27年3月31日付「介護保険最新情報vol.450介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」問4



# 介護予防ケアマネジメントの届出時期



届出時期	介護予防サービス計画作成 ・ケアマネジメント依頼届	理由
介護給付利用→予防給付利用 (要介護→要支援)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため。
介護給付利用→サービス事業のみ利用 (要介護→要支援・事業対象者)	必要	上記と同じ
予防給付→サービス事業のみ利用 (要支援→要支援)	不要※	計画作成は地域包括支援センター変更がないため。
予防給付→サービス事業のみ利用 (要支援者→事業対象者(認定更新せず))	必要	要支援から事業対象者として登録するため。
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ ケアマネジメント委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため。

※届出を省略できることとなっており、日進市としては不要とする予定。

平成27年1月9日付「介護保険最新情報vol.411介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」第4問6



# 総合事業の介護予防ケアマネジメントについて



各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
— 厚生労働省 老健局振興課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について  
計97枚（本紙を除く）

Vol.484

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう  
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3982、3986)  
FAX：03-3505-7894

詳細は下記よりご確認ください。

## 平成27年6月5日付け 介護保険最新情報 Vol.484

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>  
(WAMNET ファムネットよりダウンロードできます。)



(7) 総合事業サービス費用の請求について



# 現行相当サービス（訪問）



基本は1月あたりの包括報酬を用いますが、生活支援訪問サービス（緩和基準A型）と併用する場合は、1回あたりの単位を算定します。

サービス内容（略称）	単位	対象とする者
訪問型サービスⅠ （みなし・独自）	1月につき1,168単位 1回につき38単位	要支援1・2、事業対象者 週1回程度の現行相当サービスが必要とされた者
訪問型サービスⅡ （みなし・独自）	1月につき2,335単位 1回につき77単位	要支援1・2、事業対象者 週2回程度の現行相当サービスが必要とされた者
訪問型サービスⅢ （みなし・独自）	1月につき3,704単位 1回につき122単位	要支援1・2、事業対象者 週2回を超える程度の現行相当サービスが必要とされた者
訪問型サービスⅣ	1回につき266単位	要支援1・2、事業対象者 1月4回までの場合

※各種加算・減算（初回加算・生活機能向上連携加算等）は給付と同じ。

※日割りの要件は、現行の介護予防訪問介護の場合と同じ。



# 現行相当サービス（通所）



基本は1月あたりの包括報酬を用いますが、生活支援通所サービス（緩和基準A型およびC型）と併用する場合や、要支援2で週1回（月4回）の場合は、1回あたりの単位を算定します。

サービス内容（略称）	単位	対象とする者
通所型サービスⅠ （みなし・独自）	1月につき1,647単位 1回につき54単位	要支援1・2、事業対象者 週1回程度の現行相当サービスが必要とされた者
通所型サービスⅡ （みなし・独自）	1月につき3,377単位 1回につき111単位	要支援1・2、事業対象者 週2回程度の現行相当サービスが必要とされた者
通所型サービスⅢ （みなし・独自）	1回につき378単位	要支援1、事業対象者 月4回まで算定可
通所型サービスⅣ （みなし・独自）	1回につき389単位	要支援2 月8回までの場合

要支援2で、週1回（月4回）プランの場合は、1回あたり単価で請求

※各種加算・減算（生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算、栄養改善加算等）は給付と同じ。  
 ※日割りの要件は、現行の介護予防通所介護の場合と同じ。



# 現行相当（国基準）サービスの地域単価（案）について



同じ現行相当でも、みなしと独自では意味合いが異なります。

独自は、あくまでも日進市のサービスで、利用者の保険者の設定単価となりますので、請求の際には、地域区分の設定に注意が必要です。

区分	利用者区分	コード	級地区分	3級地 (名古屋市)	6級地 (豊田市・ みよし市等)	7級地 (日進市・豊明 市・東郷町等)
訪問	現行相当(みなし)	A1	事業所の所在地の地域区分	11.05円	10.42円	10.21円
	現行相当(独自) ※H27.4以降に指定した事業所	A2	日進市(利用者の保険者)の地域区分	11.05円	10.42円	<u>10.21円</u>
通所	現行相当(みなし)	A5	事業所の所在地の地域区分	10.68円	10.27円	10.14円
	現行相当(独自) ※H27.4以降に指定した事業	A6	日進市(利用者の保険者)の地域区分	10.68円	10.27円	<u>10.14円</u>



# 多様なサービス・介護予防ケアマネジメント費(案)



次のサービスについては、国保連経由（支給限度額対象）となります。

サービス内容（略称）	単位	1単位あたりの単価	対象とする者
仮）訪問型サービスA （緩和基準A型）	1回あたり単価 （※現行の7割程度）	10円	要支援1・2、事業対象者
仮）通所サービスA （緩和基準A型）	1回あたり単価 （※現行の8割程度）		

サービス内容（略称）	単位	1単位あたりの単価
介護予防ケアマネジメント費(A・B・C)	現行と同程度	7級地 10.21円
初回加算	現行と同程度	

※介護予防支援費については従来どおり。

※1つでも介護予防給付サービスの利用がある月は、介護予防支援費での請求ですが、ない場合は介護予防マネジメント費の請求となります。同一の利用者であっても、福祉用具貸与を中止した月など、月によって介護予防支援となったり、介護予防ケアマネジメントになったりと変動する可能性があることに留意。



# 今後の予定について



平成28年5月13日

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会（第1回）

6月下旬

事業者指定説明会

第2層生活支援コーディネーター設置業務公募説明会

7月

指定申請受付等

8月

9月末認定有効期間終了者 更新申請受付

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会（第2回）

9月

事業所指定

サービスコード等を日進市ホームページにて公表

10月1日～

総合事業移行

11月10日まで

10月分サービス請求

【問い合わせ先】

日進市健康福祉部

地域福祉課 地域支援係 0561-73-1484

介護福祉課 介護保険係 0561-73-1495